

# 平成 28 年度（2016 年度）社会保障関係予算

## — 一億総活躍社会の実現と財政健全化の両立 —

厚生労働委員会調査室 鎌野 里々子

### 1. はじめに

平成 28 年度一般会計予算（96 兆 7,218 億円）のうち社会保障関係費は 31 兆 9,738 億円であり、一般会計予算の 33.1%を占める<sup>1</sup>。前年度当初予算と比べ 4,412 億円（+1.4%）の増額となり、消費税率引上げとあわせ行う充実等に伴う純増額（+2 億円）及び平成 27 年度予算における一時的な歳出の影響額を除いた実質ベースの伸びは +4,997 億円であるとされる。

平成 28 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太方針 2015）」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」<sup>2</sup>の初年度の予算となる。政府は同方針の中で社会保障関係費の伸びを平成 28 年度からの 3 年間で 1.5 兆円程度に抑える目安を示しており、概算要求時点で 6,700 億円とされた伸びをどのように目安の範囲内に収めるのかが注目された。さらに、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算は、第三次安倍改造内閣発足後に打ち出された「一億総活躍社会」の実現を目指す観点から、厚生労働省所管分については、主に介護、子育て等の分野において施策の充実が図られている。

本稿では、社会保障・税一体改革から平成 28 年度社会保障関係予算編成までの過程を整理し、主要事項について紹介する。

### 2. 社会保障・税一体改革の経緯

平成 24 年 2 月、社会保障の充実とその安定財源確保及び財政健全化に向け、「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、それに基づき 8 本の一体改革関連法が同年 8 月に成立した。

少子化対策、医療、介護及び年金の 4 分野における改革の具体的な方向性については、「社会保障制度改革国民会議」（会長：清家篤慶應義塾長）の報告書<sup>3</sup>において示された。同報告書を受け、「社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」が平成 25 年 8 月に閣議決定され、同年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）（以下「社会

<sup>1</sup> 基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いた一般歳出（57 兆 8,286 億円）における社会保障関係費の割合は 55.3%となっている。

<sup>2</sup> 骨太方針 2015 に明記された、2020 年度の財政健全化目標を達成させるための具体的計画。

<sup>3</sup> 「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」（平成 25 年 8 月 6 日）

保障改革プログラム法」という。)において、改革の検討項目、実施時期及び関連法案の国会提出時期の目途が定められた<sup>4</sup>。

消費税率については、一体改革関連法のうち税制抜本改革2法<sup>5</sup>によって、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に段階的に引き上げることとされた。しかし、安倍総理は平成26年11月、両法律の附則に規定された景気判断条項<sup>6</sup>により消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月まで1年6か月延期することを表明した。同年の衆議院総選挙後、平成27年通常国会において税制改正がなされ<sup>7</sup>、消費税率10%への引上げ時期が平成29年4月に変更されるとともに、景気判断条項が削除された<sup>8</sup>。

### 3. 平成28年度社会保障関係予算の編成過程

#### (1) 概算要求

平成27年7月24日に閣議了解された「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、年金・医療等に係る経費については、高齢化等に伴う増加額を認めることとされた。同時に、当該増加額については、平成25年度予算から平成27年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むこととされた。年金・医療等に係る経費についての過去3年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成30年度まで継続していくことを目安とし、当該経費について、合理化・効率化に最大限取り組むことが求められた。

消費税増収分のうち「社会保障の充実」に向ける額は、平成28年度においても前年度(1.35兆円程度)と同様である。ただし、「社会保障の充実」に充てることができる社会保障の給付の重点化・効率化の財政効果等について、概算要求段階では正確に見積もることができないことから、「社会保障の充実」については、予算編成過程で検討されるもの(いわゆる事項要求)とされた<sup>9</sup>。

#### (2) 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策

---

<sup>4</sup> 社会保障改革プログラム法については、根岸隆史「社会保障制度改革の課題と今後の展望 - 社会保障制度改革国民会議報告書とプログラム法案の骨子 -」『立法と調査』No. 345 (2013. 10) を参照のこと。

<sup>5</sup> 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号)

<sup>6</sup> 平成24年法律第68号附則第18条及び第69号附則第19条において、消費税率の引上げに当たっては、「経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から」、引上げに係る規定の施行前に「経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し」、「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」とし、景気の好転を条件として消費税率引上げを実施する旨規定されている。

<sup>7</sup> 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)

<sup>8</sup> 消費税率引上げ延期に伴う社会保障改革スケジュールへの影響については、杉山綾子「消費税率引上げ延期による『社会保障の充実』への影響」『立法と調査』No. 362 (2015. 3) を参照のこと。

<sup>9</sup> 「社会保障の充実」のほか、診療報酬改定、過去の年金国庫負担繰延べの返済、雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担の本則戻し等が事項要求とされた。

第三次安倍改造内閣は平成 27 年 9 月 24 日、アベノミクス新・三本の矢と称する新たな方針を打ち出し、一億総活躍担当大臣を新設するとともに、同方針の実現に向けたプラン策定等に係る審議に資するため、「一億総活躍国民会議」（議長：安倍晋三内閣総理大臣）を設置した。「一億総活躍社会」とは、新・三本の矢、すなわち①「希望を生み出す強い経済」（GDP 600 兆円）、②「夢をつむぐ子育て支援」（希望出生率<sup>10</sup>1.8）、③「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロ、生涯現役社会）の実現を目指すことにより、少子高齢化に歯止めをかけ 50 年後も人口一億人を維持するとともに、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会のことと説明される。新・三本の矢の施策を検討するため、厚生労働省内にも同年 10 月 16 日、厚生労働省一億総活躍社会実現本部が設置された。

一億総活躍国民会議は平成 27 年 11 月 26 日、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」（以下「一億総活躍社会緊急対策」という。）を取りまとめ、「希望出生率 1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する政策を緊急に実施すべきものと位置付けた<sup>11</sup>。これを反映して、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度当初予算においては、上記②及び③に関連した施策につき重点的に措置がなされた。

### （3）平成 27 年度補正予算の編成とその内容

政府は平成 27 年 12 月 18 日、「経済・財政再生計画」及び一億総活躍社会緊急対策を反映させた平成 27 年度補正予算の政府案を閣議決定した。予算総額 3 兆 3,213 億円のうち、厚生労働省所管分として 6,874 億円が計上されており、その中でも一億総活躍社会緊急対策に関連する費用が 6,557 億円を占める。

具体的には、第二の矢「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策として、待機児童解消加速化プラン<sup>12</sup>に基づく認可保育所の整備等<sup>13</sup>に 501 億円、保育人材確保のための取組の推進に 714 億円、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の創設<sup>14</sup>に 67 億円など、

<sup>10</sup> 希望出生率とは、若い世代における結婚及び子ども数の希望等がかなうとした場合に想定される出生率である。国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」（第 14 回、平成 22 年）によると、18～34 歳の独身者は男女ともに約 9 割が「いずれ結婚するつもり」であり、結婚した場合の希望子ども数は男性 2.04 人、女性 2.12 人となっている。これらの希望を踏まえた一定の仮定に基づく計算の結果がおおむね 1.8 になるとされている。一方で 2014 年の合計特殊出生率は 1.42 にとどまっており、一億総活躍社会の実現に向けては、この乖離を生み出す要因と指摘される雇用の安定性、仕事と生活の調和の度合い及び育児への不安等に対して改善策を充実させ、結婚、出産及び子育てに関する希望がかなえられる環境を整備することにより、希望出生率 1.8 の実現を目指すこととされている。

<sup>11</sup> 同取りまとめにおいて、平成 28 年春に取りまとめが予定されている「ニッポン一億総活躍プラン」について基本的考え方が整理されている。

<sup>12</sup> 待機児童の解消を目指し、平成 25 年度から保育需要のピークが見込まれる平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受皿を確保することを目標として平成 25 年度に開始されたもの。「緊急集中取組期間」とされた平成 25・26 年度の 2 か年で合計約 21.9 万人分の受皿拡大を達成し、平成 29 年度までの 5 か年の合計で約 45.6 万人分の保育の受皿拡大を見込んでいる。一億総活躍社会緊急対策では、今後、25～44 歳の女性の就業率が更に上昇することを念頭に、平成 29 年度末までの保育の受皿の整備目標を 40 万人分から 50 万人分に前倒し・上積みすることとされた。

<sup>13</sup> 安心子ども基金への積み増しによって認可保育所の整備などの前倒しを図るための補助が行われるほか、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業が創設される。

<sup>14</sup> 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費の貸付けを行うとともに、児童養護施設等に入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各

計 1,488 億円が計上されている。第三の矢のうち「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策には計 1,384 億円が計上されており、主な項目としては、再就職準備金貸付制度の創設<sup>15</sup>及び介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充に 261 億円、地域医療介護総合確保基金<sup>16</sup>（介護分）への積み増しに 1,040 億円などが挙げられる。さらに、第一の矢「GDP 600 兆円」及び第三の矢のうち「生涯現役社会」に関連する施策として、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金に 3,624 億円が計上されている。同給付金は、賃金引上げの恩恵が及びにくい 65 歳以上の高齢者のうち市町村民税が非課税の者約 1,130 万人に対し、1 人当たり 3 万円の給付を行うものであり<sup>17</sup>、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」<sup>18</sup>と同じ仕組みを用いて平成 28 年 3 月～6 月頃に支給することが予定されている。なお、障害・遺族基礎年金受給者を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金については、平成 28 年度当初予算において計上されることとなった（後述）。

#### （４）平成 28 年度予算の編成

##### ア 予算編成の基本方針

政府は平成 27 年 11 月 27 日、「平成 28 年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。同方針では一億総活躍社会の実現について明記され、「強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる『一億総活躍社会』の実現に向けた取組（中略）といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成 27 年度補正予算での対応と併せて、『経済・財政再生計画』の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する」とされた。加えて、平成 28 年度は同計画の初年度に当たることから、「歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表<sup>19</sup>における取組を的確に予算に反映させる」ことが示された。

##### イ 政府案閣議決定と社会保障関係予算の全体像

---

種資格を取得するための経費について貸付を行うとしている。一定の条件を満たした場合には、返還が免除されることとされている。

<sup>15</sup> 離職した介護人材のうち一定の経験を有する者が介護職員として 2 年間従事した場合に返還免除となる再就職準備金（最大 20 万円）の貸付メニューが新たに創設される。

<sup>16</sup> 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）（以下「医療介護総合確保推進法」という。）に基づき、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」及び「地域包括ケアシステムの構築」のため、平成 26 年度に消費税増収分を活用して各都道府県に設置された。

<sup>17</sup> 賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成 29 年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置付けになることも踏まえ、また、平成 28 年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に同給付金を実施するとされている。

<sup>18</sup> 平成 26 年 4 月の消費税率引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として支給されるものである。支給対象者は、市町村民税非課税者（住民税において課税者の扶養となっている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは除く）であり、平成 28 年度予算においては、対象者 1 人につき 3,000 円（平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月の半年分）が市町村を通じて支給される。

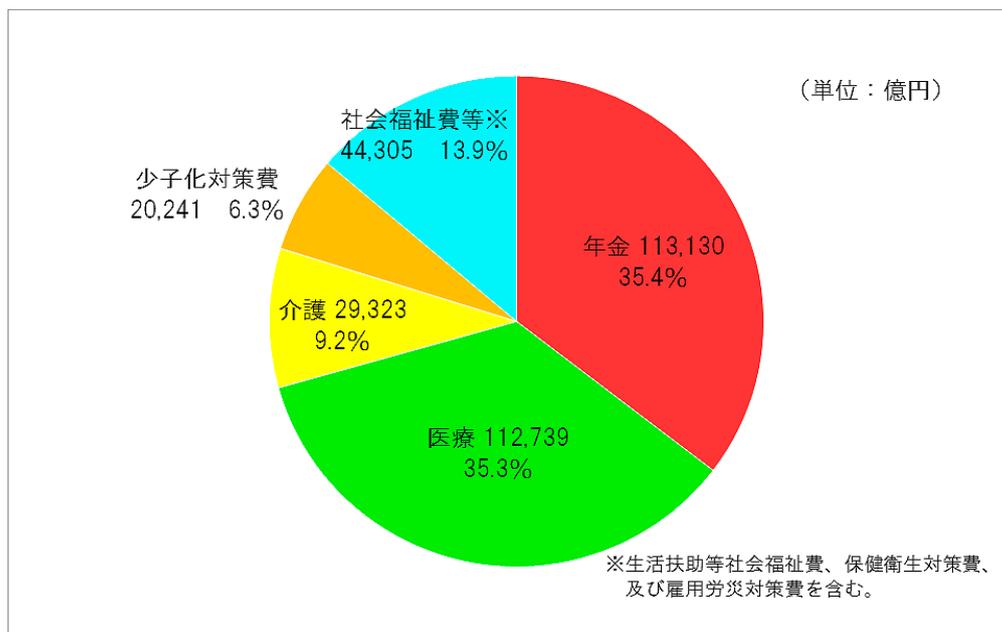
<sup>19</sup> 改革工程表（経済財政諮問会議 平成 27 年 12 月 24 日）とは、骨太方針 2015 に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にしたものである。

診療報酬改定、社会保障の充実・安定化、児童扶養手当の拡充及び事業主拠出金の拡充による子育て支援の充実に関する予算関連事項等の配分・内容については、平成 27 年 12 月 21 日の大臣折衝を経て合意された。政府は同月 24 日、平成 28 年度予算の政府案を閣議決定した。

持続可能な社会保障制度を構築する観点から、平成 28 年度の社会保障関係費の伸びは、診療報酬改定、「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿った社会保障制度改革の着実な実行、協会けんぽ国庫補助特例減額等の効果が総合的に勘案された結果、対前年度比 +4,412 億円となっている<sup>20</sup>。

政府全体の社会保障関係費の内訳は、年金給付費 11 兆 3,130 億円（前年度比 +1.7%）、医療給付費 11 兆 2,739 億円（前年度比 +0.5%）、介護給付費 2 兆 9,323 億円（前年度比 +3.6%）、少子化対策費 2 兆 241 億円（前年度比 +2.5%）、生活扶助等社会福祉費 4 兆 80 億円（前年度比 +0.1%）、保健衛生対策費 2,865 億円（前年度比 +12.8%）、雇用労災対策費 1,360 億円（前年度比 ▲2.8%）である（図表参照）。また、厚生労働省が所管する特別会計の歳出純計額は、労働保険特別会計が 3 兆 5,268 億円（前年度比 ▲2.6%）、年金特別会計が 64 兆 231 億円（前年度比 +5.3%）となっている。このほか、東日本大震災復興特別会計に 441 億円（前年度比 ▲45.0%）が計上されている。

図表 平成 28 年度社会保障関係予算の内訳



(出所) 「平成 28 年度社会保障関係予算のポイント」(財務省) より作成

<sup>20</sup> ただし、消費税率上げとあわせ行う充実等に伴う純増額 (+2 億円) 及び平成 27 年度予算における一時的な歳出(子育て世帯臨時特例給付金:587 億円)の影響額を除いた実質ベースの伸びは +4,997 億円となり、「経済・財政再生計画」における目安(3 年間で 1.5 兆円程度)との関係ではこの値が基準となる。

消費税率引上げによる平成 28 年度の増収分 8.2 兆円は、全て社会保障の充実・安定化に充てられる。社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、まず基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 に 3.1 兆円を向け、その残額については、「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」の合計と「後代への負担のつけ回しの軽減」に、おおむね 1 対 2 で按分された額が計上される。

「社会保障の充実」は国費で 7,955 億円（前年度比+1,169 億円）、公費 15,295 億円（前年度比+1,676 億円）となった<sup>21</sup>。充実に向けた主な施策は子ども・子育て支援施策、在宅医療・介護連携等の地域支援事業の充実、国民健康保険への財政支援の拡充などである。

概算要求時点で「社会保障の充実」とともに事項要求となっていた、過去の年金国庫負担繰延べの返済、雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担の本則戻しについては、今回も予算措置されなかった。

また、平成 27 年度補正予算に続き、一億総活躍社会の実現に向けた施策に重点的な措置を行うこととし、社会保障分野では主に第二の矢「希望出生率 1.8」に関連する施策及び第三の矢「介護離職ゼロ」に関連する施策が拡充されている<sup>22</sup>。

## 4. 平成 28 年度社会保障関係予算の主要事項

### (1) 医療

#### ア 診療報酬改定

平成 28 年度は、おおむね 2 年に 1 度行われる診療報酬改定の年に当たる。特に、社会保障関係費の伸びを平成 30 年度までの 3 か年で 1.5 兆円程度とする、「経済・財政再生計画」に示された目安との関係で、診療報酬改定は平成 28 年度の予算編成過程において焦点となり、早くからその動向が注目されていた。財務省は当初、社会保障関係費の伸びを高齢化による増加分の範囲内とする方針のもと診療報酬の本体部分のマイナス改定を求めていたが<sup>23</sup>、これに対し日本医師会や自由民主党の厚生労働関係部会の方からは、医療現場の疲弊などに対する懸念を理由に本体部分のプラス改定を求める声があった<sup>24</sup>。厚生労働省側は、医療機関の経営状況、医療従事者の賃金の動向等<sup>25</sup>を踏まえつつ、国民皆保険を堅持しながら、国民に安心・安全な医療を提供し、「地域包括ケアシステム」

<sup>21</sup> 財源として、消費税増収分 1.35 兆円及び社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果▲0.29 兆円が活用される。なお、同財源は、社会保障の充実のほか、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」660 億円及び年金生活者等支援臨時福祉給付金 450 億円（計 0.11 兆円）にも充当される。

<sup>22</sup> 「希望出生率 1.8」関連施策は前年度比+2,210 億円程度（国費）、「介護離職ゼロ」関連施策は前年度比+460 億円程度（国費）となっている（他所管含む）。

<sup>23</sup> 「平成 28 年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会 平成 27 年 11 月 24 日）において、「薬価改定に加え、診療報酬本体のマイナス改定や、（中略）診療報酬に関わる改革検討項目の実現により、医療費の伸びを抑制することを通じて、平成 28 年度の社会保障関係費全体の実質的な伸びを高齢化による増加分の範囲内におさめていくことを目指すことを基本とすべきである。」とされていた。

<sup>24</sup> 『毎日新聞』（平 27.12.10）、『読売新聞』（平 27.12.22）、『朝日新聞』（平 27.12.25）

<sup>25</sup> 前回の実質マイナス改定後、「国公立を除く一般病院全体」の経営状況が赤字に転じており、また他産業に比べ医療分野の賃上げの伸びは鈍い（第 20 回医療経済実態調査）。さらに、前回改定における消費税率引上げによるコスト増を除いた本体改定率（+0.1%）は近年の改定率に比べて引上げ幅が小さい。

の推進に資する改定とすべきであることを主張し、最終的には平成 27 年 12 月 21 日の大臣折衝を経て以下のように決定された。

平成 28 年度の改定率は、本体部分が+0.49% (医療費ベースで満年度約 498 億円) の引上げ<sup>26</sup>、薬価等が▲1.33% (同約 1,362 億円) の引下げとなった。本体と薬価等を合わせた全体での改定率は▲0.84% となり<sup>27</sup>、8 年ぶりのマイナス改定である<sup>28</sup>。

診療報酬・薬価等に関する制度改革事項については、①医薬品価格の適正化<sup>29</sup> (▲502 億円)、②大型門前薬局等の評価の適正化<sup>30</sup> (▲38 億円)、③経腸栄養用製品に係る給付適正化 (▲42 億円)、④その他、湿布薬の 1 処方当たりの枚数制限等 (▲27 億円) が行われる。

また、医療機関の仕入れに係る消費税の負担については、かねてより診療報酬に上乘せを行うことによって補填されてきたが、平成 28 年度与党税制改正大綱において、「特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」と明記された。

#### イ 地域医療介護総合確保基金 (医療分)

平成 26 年の医療介護総合確保推進法の成立に伴い、地域における医療・介護機能の再編を推進するため、都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置されている。同基金は、医療機関の施設整備等、医療・介護従事者の確保、在宅医療・介護サービスの充実などを行う事業を対象とするものである。医療分については介護分に先行し平成 26 年度から実施されており、平成 28 年度公費ベースで平成 27 年度と同額の 904 億円 (国費：602 億円、地方費：301 億円) が計上されている。概算要求時点で予算要求されていた、かかりつけ医普及のためのモデル事業費は、予算編成過程を経て同基金の対象とされることとなった<sup>31</sup>。

#### ウ 国民健康保険への財政支援等 (国民健康保険組合の制度改革に伴う経費含む)

平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 31 号) (以下「医療保険制度改革関連法」

<sup>26</sup> 各科改定率は、医科+0.56%、歯科+0.61%、調剤+0.17%。

<sup>27</sup> 実勢取引価格を反映させるなど市場拡大再算定による薬価の見直し分の▲0.19%は本来薬価に含まれるものであるが、今回は既存制度の延長ではなく、皆保険制度を維持するための例外的な制度と位置づけられた。これを含めると薬価改定は▲1.41%、本体と合わせた全体での改定率は▲1.03%となる。

<sup>28</sup> ただし、平成 26 年度の診療報酬改定には、平成 26 年 4 月からの消費税率引上げに伴う医療機関の仕入れに係るコスト増への手当 (+1.36%) が含まれており、これを除いた全体での改定率は▲1.26%であった。

<sup>29</sup> 現在、後発医薬品の公定価格は原則として先発薬の 6 割であるが、これを原則 5 割とすること等を内容とするものである。

<sup>30</sup> 平成 27 年 12 月 7 日に社会保障審議会医療保険部会及び医療部会が取りまとめた「平成 28 年度診療報酬改定の基本方針」においても患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の見直しを行い、かかりつけ薬剤師・薬局機能を評価するとともに、かかりつけ機能を発揮できていないいわゆる門前薬局の評価の適正化等を推進する方向性が例示されている。なお、厚生労働省は同年 10 月 22 日に公表した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬局を推進する方針を示している。

<sup>31</sup> かかりつけ医のモデル事業は新規事業として、全国 10 か所程度で実施し、地域のかかりつけ医普及に向けた先進的な取組について事業費などを補助し、具体的な課題を検討することが計画されていた。概算要求時点では 4.5 億円が計上されていたが、財務省との折衝で事業費については同基金で対応が可能と判断された。平成 28 年度予算では調査委託費のみとなる 2,000 万円が計上され、好事例の収集などを行うとされている。

という。)により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営責任を担うことになった。これに伴い、財政の安定化の観点から平成27年度予算において財政安定化基金<sup>32</sup>が創設され、造成に必要な経費を段階的に確保するため、平成28年度は400億円が社会保障の充実の一部として積み増しされることとなった。また、制度改正により都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことから、都道府県及び市町村の事務の効率的な執行を支援するシステム開発等に要する経費として、概算要求時点では128億円であったものが180億円に増額され計上されている。

また、医療保険制度改革関連法により、平成28年度の協会けんぽへの国庫補助は法定準備金(約6,500億円)を超過する準備金について国庫補助率16.4%相当の特例減額措置が行われ、205億円減額される。

### エ 被用者保険の拠出金等の負担に対する財政支援

後期高齢者支援金等の拠出金負担の重い被用者保険の負担を軽減することを目的に、平成27年度から高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充しているところ、平成28年度においては短時間労働者の適用拡大<sup>33</sup>に伴う財政支援を含めた更なる拡充を図るとして、381億円が計上されている。

### オ 難病対策

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年法律第50号)に基づく指定難病に罹患する患者に対する医療費助成に必要な経費を確保するため、1,156億円(前年度比+37億円)が計上されている。また、同法第4条第1項に基づく「難病の患者に対する医療費等の総合的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえ、難病患者が社会的生活を送る上での療養上及び日常生活上の問題に関する悩みや不安を取り除く支援や相談・助言を行うため、4.5億円が計上されている。各都道府県に対する補助を行うことにより、難病相談支援センターの体制強化を図ることとしている。

### カ 感染症対策

平成28年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第115号)が完全施行されることに伴い、感染症に関する情報収集・検査体制を強化するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えるため、139億円が計上されている。主な事業として、都道府県等における検査実施体制及び情報収集体制の強化のため病原体検査実施支援費として新たに0.4億円、国の備蓄のうち有効期限切れとなる一部のプレパンデミックワクチンの買い替え等の経費として29億円、感染症指定医療機関に対する運営費の補助として7.3億円などが計上されている。

<sup>32</sup> 給付増や保険料収納不足により財政不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保するものであり、平成27年度は200億円計上されていた。

<sup>33</sup> 平成28年10月から、①週所定労働時間20時間以上、②勤務期間1年以上、③月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業、の5つの要件を満たす者を新たに厚生年金・健康保険の対象とする。対象者は約25万人とされている。

## キ がん対策<sup>34</sup>

厚生労働省が平成 27 年 12 月 22 日に策定した「がん対策加速化プラン」<sup>35</sup>に基づき、「予防」、「治療・研究」及び「がんとの共生」を 3 本の柱としてがん対策を加速化するため、356 億円(前年度比+36 億円)が計上されている。具体的には、がんの予防に対しては 187 億円が計上されており、がん検診受診率 50%の目標に向けて、子宮頸がんや乳がん検診のクーポン券を配付するとともに<sup>36</sup>、精密検査受診率向上のため精密検査未受診者に対する受診再勧奨を行うほか、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨の強化などがん検診受診率向上に向けた取組を実施するとしている<sup>37</sup>。がんの治療・研究については、新たにゲノム医療及び集学的治療の実現のため、がん治療連携拠点病院において臨床研究コーディネーター(CRC)<sup>38</sup>を配置することとされている。また、小児・AYA(思春期世代及び若年成人世代)のがん患者を対象とした相談支援体制の充実や長期フォローアップ体制の整備も新たに行われる。

## (2) 介護

### ア 地域医療介護総合確保基金(介護分)

地域医療介護総合確保基金のうち介護分については、平成 27 年度と同じく公費ベースで 724 億円(国費:483 億円、地方費:241 億円)が計上されている。第 6 期介護保険事業計画に合わせ、地域の実情に合わせた介護施設等の整備や介護従事者の確保に関する事業が平成 27 年度から実施されており、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算では一億総活躍社会実現のための「介護離職ゼロ」に向けた施策として重点的に手当てされた。国費 483 億円の内訳は、介護施設・在宅サービスの整備に 423 億円、介護人材の確保・育成に 60 億円となっている。なお、一億総活躍社会緊急対策を受けて、平成 27 年度補正予算においては 1,040 億の積み増しが行われており、その内訳としては、都市部

<sup>34</sup> 日本においてがん(悪性新生物)は昭和 56 年より死因の第 1 位となっている。平成 26 年には年間約 37 万人が亡くなっており、生涯のうちに約 2 人に 1 人ががんにかかると推計されている。このような背景から、厚生労働省は、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題であるとともに、がん対策は「一億総活躍社会」の実現に向けても取り組むべき課題の一つであるとしている。

<sup>35</sup> がん対策は「がん対策推進基本計画」に沿って進められており、同計画は平成 19 年度から 10 年でがんの年齢調整死亡率を 20%減少させることを目標としているが、現状では目標達成は困難であると予測されている。このため、平成 27 年 6 月 1 日に開催された「がんサミット」で安倍総理の指示を受け、厚生労働省が中心となり、短期集中的に実行すべき具体策を明示した「がん対策加速化プラン」が策定された。

<sup>36</sup> 配付の対象は、5 歳刻みの一定の年齢(子宮頸がん:20、25、30、35、40 歳、乳がん:40、45、50、55、60 歳)の者とされている。

<sup>37</sup> 平成 27 年度補正予算において、がん検診の受診勧奨・再勧奨につなげるための受診意向調査を行うため、5 億円が計上されている。一定の年齢(子宮頸がん及び乳がんについては脚注 36 のクーポン券配付対象年齢と同じ。大腸がん、胃がん及び肺がんについては、乳がんと同じ)の者に対して、受診の意向、日程の希望及び職域検診での受診の有無等を調査するとともに、把握された状況を踏まえて対象者の特性に応じた個別の受診勧奨を実施するとしている。

<sup>38</sup> 医療機関において、治験責任医師・分担医師の指示のもとに、医学的判断を伴わない業務や、治験に係わる事務的業務、業務を行うチーム内の調整等、治験業務全般をサポートする者のこと。

を中心とした介護施設・在宅サービスの整備の加速化<sup>39</sup>に 921 億円、介護人材の新規参入促進及び離職防止・定着促進のための取組<sup>40</sup>に 119 億円となっている。

## イ 認知症対策

2025（平成 37）年には 65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になると推計されている<sup>41</sup>。平成 27 年 1 月に策定された「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）<sup>42</sup>に基づき対策を強化するため、82 億円（前年度比+34 億円）が計上されている。早期診断・早期対応を目指し、認知症の初期の支援を包括的・集中的に行うため、認知症専門医の指導の下、医療及び介護の専門職らで構成される「認知症初期集中支援チーム」の設置を拡大することとしている。前年度の 13 億円から 30 億円に予算額を増額し、設置市町村を 316 か所<sup>43</sup>から 911 か所に増やすとしている。認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた認知症ケアの拠点・人材の整備を進める（580 か所から 1,094 か所へ）ため、26 億円が計上されている。これらは社会保障の充実の一部であり、市町村が行う事業である。また、専門の医療センターの拡充にも 8 億円が計上され、366 か所から 433 か所に拡大される。

## （3）年金

公的年金の受給額は据置きとなり、平成 28 年度予算には 11 兆 2,438 億円が計上されている。平成 28 年度の年金改定率に関して、物価は+0.8%、賃金は▲0.2%と推計されていることから、マクロ経済スライドによる調整は行われまいとしている。

社会保障・税一体改革の一環として平成 24 年 8 月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 62 号）により、平成 26 年度から消費税を安定財源として基礎年金の国庫負担割合が 2 分の 1 に恒久化され、平成 28 年度予算においては 3.1 兆円が充てられる。

また、平成 27 年 6 月に発覚した日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案を踏まえ、情報セキュリティ対策のため新たに 17 億円が計上されている<sup>44</sup>。

<sup>39</sup> 2020 年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約 10 万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備を支援するとされている。なお、一億総活躍社会緊急対策では 12 万人分の整備を前倒しするとしており、厚生労働省所管以外に、国土交通省所管においてサービス付き高齢者向け住宅の整備が加速化されることとなっている。

<sup>40</sup> 同基金を活用した従来の取組を加速化するとともに、将来の就労を視野に入れている中高年齢者に対する研修や職場体験等の実施、資格取得のための研修受講の際の代替要員確保や医療的ケア研修の受皿の整備、介護施設・事業所内保育所の設置の加速化などの取組を追加して実施するとされている。

<sup>41</sup> 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）

<sup>42</sup> 平成 26 年 11 月に行われた認知症サミット日本後継イベントにおける、認知症施策を加速させるための戦略の策定についての安倍総理からの指示を受け、厚生労働省が関係省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同で策定したものである。同プランは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成 37 年までを対象期間としている。

<sup>43</sup> 平成 27 年度予算編成時点における目標値。なお、平成 27 年度の実績値はまだ出されていない。

<sup>44</sup> 厚生労働省全体の情報セキュリティ対策費については後述の 4.（8）ウ参照。

#### (4) 子どもの貧困、保育関係

我が国における子どもの貧困率<sup>45</sup>は上昇傾向にあり、平成24年における子どもの貧困率は16.3%となり、過去最高となった。平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)が議員立法により成立し、同法を受けて平成26年8月に「子供の貧困対策大綱」が策定された。平成27年10月に子供の未来応援基金<sup>46</sup>が設立され、第三次安倍改造内閣が打ち出した「一億総活躍社会」に向けた施策の中に子どもの貧困対策が位置付けられた。内閣府に設置されている「子どもの貧困対策会議」(会長：安倍晋三内閣総理大臣)は平成27年12月21日、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を取りまとめた。これは同年8月28日に策定された、子どもの貧困と児童虐待に関する二つのプロジェクト<sup>47</sup>を、財源確保策と合わせてパッケージ化したものである。

##### ア ひとり親・多子世帯支援

困窮家庭の子どもが大人になっても貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」が問題視されており<sup>48</sup>、相対的貧困率が高いとされるひとり親世帯等への支援が求められている。ひとり親・多子世帯支援の一環として、児童扶養手当の機能の充実のため、1,746億円が計上されている<sup>49</sup>。第2子以降の加算額を最大で倍額に引き上げることにより、経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援することとしている。現在、年収130万円未満で子どもが1人の場合、満額の4万2,000円(月額)が支給され、支給額は保護者の年収に応じて減額されることとなっている。第2子以降の加算は現在、第2子が5,000円、第3子以降が3,000円に固定されているところ、第2子につき最大1万円、第3子以降につき最大6,000円に引き上げるとともに、第1子と同様、年収に応じた逓減及び物価スライドによる調整を行うこととしている。第2子加算額の引上げは36年ぶり、第3子以降加算額の引上げは22年ぶりとなる。補助率については、国と地方自治体で1:2の負担割合は維持される。政府は平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案を提出する予定である<sup>50</sup>。

<sup>45</sup> 「子どもの貧困率」の定義は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)により政令事項とされており、平成26年1月16日政令第5号により「相対的に貧困の状況にある十八歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が十八歳未満の者の総数のうちに占める割合」とされている。なお、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」においては、OECDの作成基準に基づいて算出され、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額)に満たない17歳以下の子どもの割合とされている。平成24年の貧困線は122万円である。

<sup>46</sup> 平成27年4月に始まった「子供の未来応援国民運動」の一環として日本財団に設置された基金である。同基金により実施される事業は、貧困状態にある子どもの支援活動を行うNPO等を支援し社会全体で子どもの貧困対策を進める環境を整備する「未来応援ネットワーク事業」及び地域に子どもの居場所となる拠点を整備し子どもの自己肯定感や自己管理能力などを育むプログラムを提供する「子どもの『生きる力』を育むモデル拠点事業」である。

<sup>47</sup> 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト(施策の方向性)」

<sup>48</sup> 『毎日新聞』(平27.12.22)

<sup>49</sup> 地方と合わせた事業費全体は5,238億円である。うち、多子加算額の増額による所要額(4か月分)は、事業費83.4億円(国:27.8億円、地方:55.6億円)となる。

<sup>50</sup> 改正法の施行日は平成28年8月1日と予定されており、成立すれば12月支給分から適用となる。

## イ 児童虐待防止対策

児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進のため、1,295億円が計上されている。児童相談所における児童虐待対応件数は増加の一途であり<sup>51</sup>、複雑・困難なケースも増加していることを背景に、児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図る<sup>52</sup>。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保等に係る体制の強化を行うこととしている。

また、家庭的養護の推進のため、社会保障の充実の一部が充てられている。日本の社会的養護は施設に偏重しており<sup>53</sup>、虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を図る<sup>54</sup>。厚生労働省内の専門委員会において「新たな子ども家庭福祉のあり方」が検討されている。

政府は以上の内容について平成28年通常国会に児童福祉法等の改正案を提出する予定である。

## ウ 待機児童解消策の推進

待機児童解消の推進等に向けた取組として、厚生労働省予算において992億円が計上されている。待機児童の解消を図るため、待機児童解消加速化プランの取組を進め、保育所、小規模保育事業所等の施設整備及び改修並びに安心こども基金の残高活用により、平成28年度は約7.2万人分の受皿拡大を図るとしている。保育士の確保策を推進するため、保育士確保プラン<sup>55</sup>に基づく保育士試験の年2回実施、保育士の処遇改善、保育士・保育所センターにおけるマッチング支援等の取組が更に強化される。また、一億総活躍社会緊急対策により受皿拡大の目標を50万人としたことに伴い追加で必要となる保育士（2万人程度）の確保に向け、新たな取組として、保育補助者<sup>56</sup>の雇上費の補助に118億円、若手保育士の離職防止のための巡回相談による支援に13億円、人材交流などによるキャリアアップ体制の整備などの実施に10億円などが計上されている<sup>57</sup>。

<sup>51</sup> 児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成11年から平成26年にかけて7.6倍に増加しているのに対し、児童福祉司数は2.3倍の増加にとどまっている。

<sup>52</sup> 「児童相談所体制強化プラン（仮称）」の策定、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化などを行うとしている。

<sup>53</sup> 「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ 平成23年7月）

<sup>54</sup> 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標が示されている。平成25年度末時点での委託率は15.6%である。

<sup>55</sup> 待機児童解消加速化プランによる保育の量の拡大に伴い、平成29年度までに新たに必要となる6.9万人の保育士を確保することを目標として、平成27年1月に策定された。

<sup>56</sup> 保育補助者とは、保育士資格がない者で、「一定の研修（子育て支援員等）を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者」のこととされる。

<sup>57</sup> このほか、保育人材確保対策のため、平成27年度補正予算において714億円が計上されている。その内訳は、保育補助者の雇上費の貸付支援に353億円、事務の省力化のための保育所のICT化支援に148億円、保育士を目指す学生に対する修学資金貸付に155億円、離職した保育士の再就職支援のための再就職準備金等の貸付に58億円となっている。なお、保育士を目指す学生に対する修学資金貸付事業は、指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対し、月額5万円以内で2年間貸付を行い（入学金及び就職準備金としてそれぞれ最大20万円を加算）、保育士として5年以上従事した場合は返還免除となるものであ

さらに、平成 28 年度においては内閣府の新規事業として、市区町村を離れて企業が主導する多様な保育サービスの整備・運営に 835 億円が計上されている。現在、子ども・子育て支援新制度においては、企業等からの事業主拠出金を財源として、児童手当及び地域子ども・子育て支援事業<sup>58</sup>が実施されているところ、一億総活躍社会を目指す第二の矢「希望出生率 1.8」の実現に向け、更なる保育サービスの充実のため、事業主拠出金制度を拡充し、新たに企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業等を実施することとしている<sup>59</sup>。企業主導型保育事業に運営費及び整備費として 796 億円(内訳はそれぞれ 308 億円、488 億円)が計上され、設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用が認められるなど柔軟な実施が可能となる。また、3.8 億円が計上されている企業主導型ベビーシッター利用者支援制度は、残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等に対し、ベビーシッター派遣サービスを就労のために利用できるよう補助を行うものとされている<sup>60</sup>。

## (5) 雇用・労働

### ア 仕事と家庭の両立支援

一億総活躍社会緊急対策においては、高齢化が進む中で介護と仕事の両立がしにくい状況を克服することが最重要課題の一つと位置付けられている<sup>61</sup>。「介護離職ゼロ」に向けて中小企業における介護休業の取得及び復帰を促進するため、中小企業両立支援助成金の拡充により、育休復帰支援プランを策定及び導入し、労働者が育児休業を取得した場合等に中小企業事業主に対して支給されていたものと同様の助成を、新たに介護支援プランを策定及び導入し、労働者が介護休業を取得した中小企業事業主に対しても支給するとされている<sup>62</sup>。加えて、介護離職防止に向けた新たな助成金制度として、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対して 60 万円を助成する介護支援取組助成金(仮称)が創設される。

また、「介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備」のため、介護休業の分割取得を可能とする制度見直し及び介護休業給付の給付水準について現行の 40%から育児休業給付と同じ 67%への引上げを検討することとされ、同内容の変更を行う育児・介護休業法等の改正案が平成 28 年通常国会に提出される予定である。

---

り、従来 4 分の 3 であった補助率を 10 分の 9 に引き上げることとされた。また、潜在保育士(保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者)に対して行われる、就職準備金 20 万円の貸付(2 年以上勤務で返還免除)及び未就学児の保育料の一部貸付(1 年間を限度とし、2 年以上勤務で返還免除)は新たな事業である。

<sup>58</sup> 放課後児童クラブ、病児保育及び延長保育の 3 事業。

<sup>59</sup> 拠出金率の上限を現行 0.15%から 0.25%に引き上げることを法定するものとし、引上げは段階的に行われる。平成 28 年度は 0.20%、平成 29 年度は 0.23%、平成 30 年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定するとしている。平成 28 年通常国会において子ども・子育て支援法の改正が予定されている。

<sup>60</sup> 補助額は 1 回の利用につき 2,200 円であり、双子の場合は加算され、補助額は 9,000 円となる。

<sup>61</sup> 一億総活躍社会緊急対策では家族の介護・看護を理由とした離職・転職者は平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月で 10.1 万人に及ぶとされている。

<sup>62</sup> 労働者の介護休業取得時及び職場復帰時に助成するもので、助成額は 30 万円であり、1 企業 2 回までとされている。

一方、仕事と育児の両立の観点からは、男性の育児休業の取得を促進するため、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する出生時両立支援助成金（仮称）が創設される<sup>63</sup>。

## イ 若年者雇用

経済的理由により結婚や出産が困難な若年者を支援し、一億総活躍社会の実現に向けた第二の矢「希望出生率 1.8」の実現につなげるため、200 億円を充てて若者の活躍を推進する施策が強化される。平成 27 年度補正予算において創設された 3 年以内既卒者等採用定着助成金<sup>64</sup>の着実な実施、新卒応援ハローワークを通じた新卒者等に対する就職支援など、正社員を希望する新卒者等の就職実現を図る施策等に 108 億円が充てられている。

## ウ 高齢者雇用

第三の矢のうち「生涯現役社会」実現に向け、高齢者等の就業を支援し雇用を促進するための施策に 280 億円が計上されている。ハローワークにおいては、「生涯現役支援窓口（仮称）」<sup>65</sup>を新たに設置し、65 歳以上の求職者支援に重点的に取り組むとしている。技能講習を実施するなど再就職支援の充実を図るほか、高齢者の職域の拡大、作業環境の改善、健康管理制度の導入等を行う事業主への支援が充実される。また、シルバー人材センター<sup>66</sup>において、地方公共団体や商工団体等の関係機関と連携し新たな就業機会を創造する「地域就業機会創出・拡大事業（仮称）」<sup>67</sup>を創設する。

## エ 非正規雇用

「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていく

<sup>63</sup> 職場環境整備の取組後の 1 人目の取得者につき 60 万円（大企業 30 万円）、2 人目以降の取得者につき 15 万円の助成金が支給される。配偶者の出産後 8 週間以内に開始する 5 日以上（大企業 2 週間以上）の育児休業が対象であり、1 企業当たり 1 年度につき 1 人までとされ、平成 32 年度までの時限措置とされている。

<sup>64</sup> 既卒者の新卒枠での応募を不可としている企業の割合が 3 割に上る中、既卒者等の応募機会の拡大を図るため、学校を卒業又は中退後少なくとも 3 年間は応募可能な新卒求人の申込み又は募集を新たに行い、対象者を新卒扱いで採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給するものである。実施期間は平成 30 年度までとされている。支給額は、例えば既卒者の場合、1 人目を 1 年定着させた事業主に対して 50 万円、2 年目及び 3 年目に 10 万円、2 人目については 1 年目に 15 万円、2 年目及び 3 年目に 10 万円となっている。なお、大企業については 1 人目の 1 年目のみの支給（35 万円）となる。

<sup>65</sup> 現行の「高齢者総合相談窓口」を見直し、特に、65 歳以上高齢求職者の支援を強化するものとしている。

<sup>66</sup> シルバー人材センターは、高齢者雇用安定法に定められた、市町村単位で設置された団体で、臨時的・短期的・軽易な業務を主に請負・委任の形態で行う公益法人等であり、60 歳以上を加入条件とする会員が自主的に運営する団体である。平成 28 年通常国会において同法律を改正し、シルバー人材センターの「臨時的・短期的・軽易な業務」要件を緩和し、派遣・職業紹介に限り週 40 時間までの就業（現行ではおおむね週 20 時間程度までとされている）を可能とするとともに、要件緩和が民業を圧迫することを防ぐための仕組みを設けることが予定されている。

<sup>67</sup> 地域就業機会創出・拡大事業（仮称）とは、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創造する事業であり、シルバー人材センター事業として新たに追加され、実施に要する費用の一部について高齢者就業機会確保事業等補助金が交付される。実施事業の例として、学習塾がない地域において教員経験等のあるシルバー人材センター会員が講師となり小中学生に補習等を行う放課後学習支援事業、シルバー人材センター会員が観光名所や町歩きなどのガイドを行う観光案内事業等が挙げられている。

ことが盛り込まれたこと等を踏まえ、平成 27 年 9 月、厚生労働省内に正社員転換・待遇改善実現本部<sup>68</sup>が設置された。同本部が策定する「正社員転換・待遇改善実現プラン（仮称）」<sup>69</sup>に基づき、非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、正社員を希望する人の正社員化、非正規雇用で働く人の待遇改善等を進めるため、452 億円が計上されている。

キャリアアップ助成金<sup>70</sup>事業に係る予算額は前年度比+189 億円の 410 億円となっており、正社員化や処遇改善を行った事業所に対する助成が強化されている<sup>71</sup>。

被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、キャリアアップ助成金を活用することにより、短時間労働者の賃金引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対する支援を平成 31 年度までの期限付きで実施することとしている<sup>72</sup>。

## （6）障害者支援等

自立支援給付（障害福祉サービス）として、前年度比+371 億円の 9,701 億円が計上されている。

一億総活躍社会の実現に向けて、障害児・者が地域で安心して生活し、それぞれの能力を発揮できるよう、就労移行支援、就労継続支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図るとともに、児童発達支援センター等及び小規模な形態による体制の整備を推進し障害児支援を充実するため、70 億円が計上されている。また、障害児に対する特性に応じた療育などの確保のため 1,458 億円が計上されている。

---

<sup>68</sup> 正社員転換・待遇改善実現本部は、平成 27 年 10 月から 12 月にかけて正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策として「正社員転換・待遇改善キャンペーン」を実施し、平成 27 年 9 月に成立・施行された改正労働者派遣法等の円滑な施行のための周知啓発の徹底や、正社員転換・待遇改善に向けたキャリアアップ助成金の活用促進等の働きかけなどを行った。

<sup>69</sup> 平成 28 年 4 月からの 5 年計画であり、平成 28 年 1 月策定予定である。不本意非正規比率等の目標値を設定することなどが予定されている。

<sup>70</sup> 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）の企業内でのキャリアアップ等を促進するための取組を実施した事業主に対して助成をするものであり、現行六つのコースに分かれている。

<sup>71</sup> 「正社員化コース」では、例えば有期契約労働者を正社員に転換した場合、1 人当たり 50 万円（大企業 40 万円）から 60 万円（大企業 45 万円）に増額されるなどの変更がある。「処遇改善コース」では、全ての賃金テーブルを改定して基本給を 2%以上増額した場合、従来は 1 人当たり 3 万円（大企業 2 万円）であったところ 10 人までを定額化し、1～3 人の場合 10 万円（大企業 7.5 万円）とされるなどの変更があった。また同コースにおいては、有期契約労働者等と正社員との共通の均等・均衡待遇制度を導入・適用した場合、1 事業所 60 万円（大企業 45 万円）の助成を行う制度が新設されている。

<sup>72</sup> 賃金引上げを行う事業主に対する支援として、平成 28 年 4 月からは、賃金テーブルを改定し短時間労働者の賃金を 2%以上増額させた事業主への助成額が、1 事業所当たり人数及び対象範囲に応じて現行 1.5 万円～300 万円のところを 5 万円～300 万円に増額される（ただし、大企業の助成額は 4 分の 3 程度とされている）。さらに、平成 28 年 10 月から平成 31 年までは、選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる短時間労働者等について賃金を増額した事業主に対して助成金が支給される（1 事業所当たり 300 万円まで、1 回限り）。また、労働時間の延長を行う事業主への支援として、平成 28 年 4 月から同年 9 月までは、週労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長し社会保険適用した事業主への助成が、現行の 1 人当たり 10 万円（大企業 7.5 万円）から 20 万円（大企業 15 万円）に拡充される（1 事業所当たりの助成額は現行 100 万円までとされているが、300 万円までとされる）。平成 28 年 10 月から平成 31 年度までは、週労働時間の 5 時間以上の延長に要件が変更される。

## (7) 生活保護・生活困窮者支援

生活保護費負担金として前年度比+76億円の2兆8,711億円が計上されている<sup>73</sup>。

生活困窮者支援については、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行ういわゆる「第二のセーフティネット」を強化するため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援を行うなど生活困窮者支援制度を着実に推進する取組に400億円が計上されている。そのうち、貧困の連鎖を防止する観点から、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業を拡充するため、前年度比+14億円の33億円を充てるとしている<sup>74</sup>。

## (8) その他

### ア 年金生活者等支援臨時福祉給付金

平成27年度補正予算と同様に、アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者に対する給付金として450億円が計上されている。給付は1人当たり3万円であり、対象者は150万人程度が見込まれている<sup>75</sup>。同給付金の実施に要する費用については、同給付金が平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と併せて支給されることから、簡素な給付措置の事務費373億円の中に含まれる。なお、年金生活者等支援臨時福祉給付金は消費税増収分等を活用した社会保障の充実・安定化の一部に位置付けられている。その財源は、社会保障の充実及び簡素な給付措置の財源と合わせて一体的に確保されており、消費税増収分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲2,857億円、うち国分▲2,228億円）が活用される。

### イ 自殺対策

自殺対策等の推進のため、地域生活支援事業の一部のほか、70億円が計上されている。「自殺総合対策推進センター（仮称）」<sup>76</sup>を設置して学際的な観点を反映した調査・研究の取組を強化するとともに、全ての都道府県及び指定都市への「地域自殺対策推進センター（仮称）」の計画的設置に向けた取組を行うこととしている。

また、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）により、自殺対策関連事業が内閣

<sup>73</sup> 近年、景気回復等の影響により稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の受給世帯数は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」の受給世帯数が増加傾向にあるためとされている。

<sup>74</sup> 子どもの学習支援は、貧困の連鎖を防止するために重要な事業と位置付けられ、ひとり親施策等と連携して実施されている。特に中卒者の貧困リスクは高いとされ、「子どもの貧困対策大綱」においても生活保護世帯の高校進学率が子どもの貧困に関する指標の一つに掲げられている。生活困窮者支援制度においては、自立のポイントとなる高校進学に焦点を当て、中学生への支援を中心に行うとされている。同事業の課題として、学習支援事業により高校進学を果たした後に中退する対象者が多いこと、また支援が必要であるにもかかわらず事業に参加できない子どもを早期に発見し支援する必要があることが指摘されており、今後は高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化としている。

<sup>75</sup> 平成27年度補正予算において実施される、低所得の高齢者向けの給付金の対象に該当する者は、対象者から除かれる。

<sup>76</sup> 参議院厚生労働委員会「自殺に関する総合的対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」（平成17年7月）に基づいて平成18年に設置された「自殺予防総合対策センター」を改称し、機能強化したものである。

府から厚生労働省に移管されることに伴い、厚生労働省予算において地域自殺対策強化交付金等に係る 26 億円が計上されている。

#### ウ 情報セキュリティ対策

平成 27 年 6 月の日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案を踏まえ、厚生労働分野の情報セキュリティ強化のため新たに 40 億円が計上されている。標的型攻撃に対する多重防御の取組や、情報セキュリティ監査体制の強化などを行うとしている。なお、平成 27 年度補正予算においても 13 億円が計上されている。

### 5. おわりに

平成 28 年度予算は、財政健全化を目指す「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、同計画は社会保障を歳出改革の重点分野に位置付けるとともに、社会保障関係費の伸びについて「3 年間で 1.5 兆円」との目安を示していた。概算要求時点で高齢化等に伴う増加額は 6,700 億円と見込まれていたが、予算編成過程を経て目安の範囲内に収められた。社会保障給付費の伸びは今後も増大が見込まれており、これを抑制することは来年度以降も予算編成における課題となるであろう。

一方で平成 28 年度予算は、平成 27 年度補正予算と併せて、一億総活躍社会の実現に向けた新・三本の矢に関連する施策のうち、緊急に実施すべきものについて重点的に手当てしようとするものである。概算要求時点では要求されていなかった新規事業を含む関連施策に多額の予算が計上されており、それぞれの施策についてその効果を検証するとともに、必要に応じて安定財源を確保し継続的に取り組むことが求められている。

また、消費税率 10%への引上げが平成 29 年度に予定されており、平成 28 年度税制改正では平成 29 年度からの軽減税率の導入が盛り込まれている。平成 28 年度においては「社会保障の充実」の財源は確保されたが、軽減税率導入に当たって必要とされる財源の一部について結論が見送られており、社会保障に与える影響が懸念されている。さらに、消費税増税に伴う医療機関の仕入れに係る負担については平成 29 年度税制改正において結論を得ることとされ、引き続き今後の動向が注目される。

(かまの りりこ)